

## 2 参考法令

### 1 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

(平成十七年十一月九日法律第二百二十四号)

#### 第1章 総則

##### 第1条 (目的)

この法律は、高齢者に対する虐待が深刻な状況にあり、高齢者の尊厳の保持にとって高齢者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等にかんがみ、高齢者虐待の防止等に関する国等の責務、高齢者虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者の負担の軽減を図ること等の養護者に対する養護者による高齢者虐待の防止に資する支援(以下「養護者に対する支援」という。)のための措置等を定めることにより、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって高齢者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

##### 第2条 (定義)

- 1 この法律において「高齢者」とは、65歳以上の者をいう。
- 2 この法律において「養護者」とは、高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等(第5項第1号の施設の業務に従事する者及び同項第2号の事業において業務に従事する者をいう。以下同じ。)以外のものをいう。
- 3 この法律において「高齢者虐待」とは、養護者による高齢者虐待及び養介護施設従事者等による高齢者虐待をいう。
- 4 この法律において「養護者による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
  - 一 養護者がその養護する高齢者について行う次に掲げる行為
    - イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
    - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人によるイ、ハ又はニに掲げる行為と同様の行為の放置等養護を著しく怠ること。
    - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
    - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
  - 二 養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 5 この法律において「養介護施設従事者等による高齢者虐待」とは、次のいずれかに該当する行為をいう。
  - 一 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する老人福祉施設若しくは同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム又は介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第20項に規定する地域密着型介護老人福祉施設、同条第24項に規定する介護老人福祉施設、同条第25項に規定する介護老人保健施設、同条第26項に規定する介護療養型医療施設若しくは同法第115条の39第1項に規定する地域包括支援センター(以

下「養介護施設」という。)の業務に従事する者が、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用する高齢者について行う次に掲げる行為

- イ 高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
  - ロ 高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
  - ハ 高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
  - ニ 高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
  - ホ 高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。
- 二 老人福祉法第5条の2第1項に規定する老人居宅生活支援事業又は介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型サービス事業、同条第21項に規定する居宅介護支援事業、同法第8条の2第1項に規定する介護予防サービス事業、同条第14項に規定する地域密着型介護予防サービス事業若しくは同条第18項に規定する介護予防支援事業（以下「養介護事業」という。）において業務に従事する者が、当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者について行う前号イからホまでに掲げる行為

### 第3条（国及び地方公共団体の責務等）

- 1 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体との連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに養護者に対する支援が専門的知識に基づき適切に行われるよう、これらの職務に携わる専門的な人材の確保及び資質の向上を図るため、関係機関の職員の研修等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護に資するため、高齢者虐待に係る通報義務、人権侵害事件に係る救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

### 第4条（国民の責務）

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければならない。

### 第5条（高齢者虐待の早期発見等）

- 1 養介護施設、病院、保健所その他高齢者の福祉に業務上関係のある団体及び養介護施設従事者等、医師、保健師、弁護士その他高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない。

- 2 前項に規定する者は、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 養護者による高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等

### 第6条（相談、指導及び助言）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止及び養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護のため、高齢者及び養護者に対して、相談、指導及び助言を行うものとする。

### 第7条（養護者による高齢者虐待に係る通報等）

- 1 養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養護者による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 3 刑法（明治40年法律第45号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定による通報をすることを妨げるものと解釈してはならない。

### 第8条

市町村が前条第1項若しくは第2項の規定による通報又は次条第1項に規定する届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

### 第9条（通報等を受けた場合の措置）

- 1 市町村は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第16条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。
- 2 市町村又は市町村長は、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第20条の3に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の4第1項若しくは第11条第1項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

### 第10条（居室の確保）

市町村は、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第10条の4第1項第3号又は第11条第1項第1号若しくは第2号の規定による措置を採るために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとする。

### 第11条（立入調査）

- 1 市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第115条の39第2項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。
- 2 前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

### 第12条（警察署長に対する援助要請等）

- 1 市町村長は、前条第1項の規定による立入り及び調査又は質問をさせようとする場合において、これらの職務の執行に際し必要があると認めるときは、当該高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めすることができる。
- 2 市町村長は、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、前項の規定により警察署長に対し援助を求めなければならない。
- 3 警察署長は、第1項の規定による援助の求めを受けた場合において、高齢者の生命又は身体の安全を確保するため必要と認めるときは、速やかに、所属の警察官に、同項の職務の執行を援助するために必要な警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）その他の法令の定めるところによる措置を講じさせるよう努めなければならない。

### 第13条（面会の制限）

養護者による高齢者虐待を受けた高齢者について老人福祉法第11条第1項第2号又は第3号の措置が採られた場合においては、市町村長又は当該措置に係る養介護施設の長は、養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護の観点から、当該養護者による高齢者虐待を行った養護者について当該高齢者との面会を制限することができる。

### 第14条（養護者の支援）

- 1 市町村は、第6条に規定するもののほか、養護者の負担の軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市町村は、前項の措置として、養護者の心身の状態に照らしその養護の負担の軽減を図るため緊急の必要があると認める場合に高齢者が短期間養護を受けるために必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとする。

### 第15条（専門的に従事する職員の確保）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するために、これらの事務に専門的に従事する職員を確保するよう努めなければならない。

## 第16条（連携協力体制）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援を適切に実施するため、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センター、介護保険法第115条の39第3項の規定により設置された地域包括支援センターその他関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。この場合において、養護者による高齢者虐待にいつでも迅速に対応することができるよう、特に配慮しなければならない。

## 第17条（事務の委託）

- 1 市町村は、高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに、第6条の規定による相談、指導及び助言、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、同項の規定による高齢者の安全の確認その他通報又は届出に係る事実の確認のための措置並びに第14条第1項の規定による養護者の負担の軽減のための措置に関する事務の全部又は一部を委託することができる。
- 2 前項の規定による委託を受けた高齢者虐待対応協力者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由なしに、その委託を受けた事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 3 第1項の規定により第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理に関する事務の委託を受けた高齢者虐待対応協力者が第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出を受けた場合には、当該通報又は届出を受けた高齢者虐待対応協力者又はその役員若しくは職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。

## 第18条（周知）

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、第7条第1項若しくは第2項の規定による通報又は第9条第1項に規定する届出の受理、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応協力者の名称を明示すること等により、当該部局及び高齢者虐待対応協力者を周知させなければならない。

## 第19条（都道府県の援助等）

- 1 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うものとする。
- 2 都道府県は、この章の規定により市町村が行う措置の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、市町村に対し、必要な助言を行うことができる。

### 第3章 養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等

#### 第20条 (養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置)

養介護施設の設置者又は養介護事業を行う者は、養介護施設従事者等の研修の実施、当該養介護施設に入所し、その他当該養介護施設を利用し、又は当該養介護事業に係るサービスの提供を受ける高齢者及びその家族からの苦情の処理の体制の整備その他の養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止等のための措置を講ずるものとする。

#### 第21条 (養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る通報等)

- 1 養介護施設従事者等は、当該養介護施設従事者等がその業務に従事している養介護施設又は養介護事業（当該養介護施設の設置者若しくは当該養介護事業を行う者が設置する養介護施設又はこれらの者が行う養介護事業を含む。）において業務に従事する養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 2 前項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、これを市町村に通報しなければならない。
- 3 前2項に定める場合のほか、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報するよう努めなければならない。
- 4 養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた高齢者は、その旨を市町村に届け出ることができる。
- 5 第18条の規定は、第1項から第3項までの規定による通報又は前項の規定による届出の受理に関する事務を担当する部局の周知について準用する。
- 6 刑法の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第1項から第3項までの規定による通報（虚偽であるもの及び過失によるものを除く。次項において同じ。）をすることを妨げるものと解釈してはならない。
- 7 養介護施設従事者等は、第1項から第3項までの規定による通報をしたことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

#### 第22条

- 1 市町村は、前条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けたときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該通報又は届出に係る養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する事項を、当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護施設又は当該養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る養介護事業の事業所の所在地の都道府県に報告しなければならない。
- 2 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市及び同法第252条の22第1項の中核市については、厚生労働省令で定める場合を除き、適用しない。

## 第23条

市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報又は同条第四項の規定による届出を受けた場合においては、当該通報又は届出を受けた市町村の職員は、その職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならない。都道府県が前条第1項の規定による報告を受けた場合における当該報告を受けた都道府県の職員についても、同様とする。

## 第24条（通報等を受けた場合の措置）

市町村が第21条第1項から第3項までの規定による通報若しくは同条第四項の規定による届出を受け、又は都道府県が第22条第1項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。

## 第25条（公表）

都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとする。

# 第4章 雑則

## 第26条（調査研究）

国は、高齢者虐待の事例の分析を行うとともに、高齢者虐待があった場合の適切な対応方法、高齢者に対する適切な養護の方法その他の高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援に資する事項について調査及び研究を行うものとする。

## 第27条（財産上の不当取引による被害の防止等）

- 1 市町村は、養護者、高齢者の親族又は養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者で行う取引（以下「財産上の不当取引」という。）による高齢者の被害について、相談に応じ、若しくは消費生活に関する業務を担当する部局その他の関係機関を紹介し、又は高齢者虐待対応協力者に、財産上の不当取引による高齢者の被害に係る相談若しくは関係機関の紹介の実施を委託するものとする。
- 2 市町村長は、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者について、適切に、老人福祉法第32条の規定により審判の請求をするものとする。

## 第28条（成年後見制度の利用促進）

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者の被害の防止及び救済を図るため、成年後見制度の周知のための措置、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずることにより、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならない。

## 第5章 罰則

### 第29条

第17条第2項の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

### 第30条

正当な理由がなく、第11条第1項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30万円以下の罰金に処する。

## 附則

(施行期日)

- 1 この法律は、平成18年4月1日から施行する。

(検討)

- 2 高齢者以外の者であって精神上又は身体上の理由により養護を必要とするものに対する虐待の防止等のための制度については、速やかに検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。
- 3 高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための制度については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。



## 2 老人福祉法、老人福祉法施行令、老人福祉法施行規則（抜粋）

### 老人福祉法

(昭和三十八年七月十一日法律第百三十三号)

#### (居宅における介護等)

**第十条の四** 市町村は、必要に応じて、次の措置を採ることができる。

- 一 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託すること。
- 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者（養護者を含む。）を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人デイサービスセンター若しくは第五条の二第三項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人デイサービスセンター等」という。）に通わせ、同項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託すること。
- 三 六十五歳以上の者であつて、養護者の疾病その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となつたものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する短期入所生活介護又は介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する老人短期入所施設若しくは第五条の二第四項の厚生労働省令で定める施設（以下「老人短期入所施設等」という。）に短期間入所させ、養護を行い、又は当該市町村以外の者の設置する老人短期入所施設等に短期間入所させ、養護することを委託すること。
- 四 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する小規模多機能型居宅介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令で定める基準に従い、その者の居宅において、又は第五条の二第五項の厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、同項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜及び機能訓練を供与することを委託すること。
- 五 六十五歳以上の者であつて、認知症（介護保険法第八条第十六項に規定する認知症をいう。以下同じ。）であるために日常生活を営むのに支障があるもの（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。）が、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防型認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認めるときは、その者につき、政令

で定める基準に従い、第五条の二第六項に規定する住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行い、又は当該市町村以外の者に当該住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行うことを委託すること。

- 2 市町村は、六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じて、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。

#### (老人ホームへの入所等)

**第十一条** 市町村は、必要に応じて、次の措置を採らなければならない。

- 一 六十五歳以上の者であつて、環境上の理由及び経済的理由（政令で定めるものに限る。）により居宅において養護を受けることが困難なものを当該市町村の設置する養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する養護老人ホームに入所を委託すること。
  - 二 六十五歳以上の者であつて、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難なものが、やむを得ない事由により介護保険法に規定する地域密着型介護老人福祉施設又は介護老人福祉施設に入所することが著しく困難であると認めるときは、その者を当該市町村の設置する特別養護老人ホームに入所させ、又は当該市町村以外の者の設置する特別養護老人ホームに入所を委託すること。
  - 三 六十五歳以上の者であつて、養護者がいないか、又は養護者があつてもこれに養護させることが不相当であると認められるものの養護を養護受託者（老人を自己の下に預つて養護することを希望する者であつて、市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。）のうち政令で定めるものに委託すること。
- 2 市町村は、前項の規定により養護老人ホーム若しくは特別養護老人ホームに入所させ、若しくは入所を委託し、又はその養護を養護受託者に委託した者が死亡した場合において、その葬祭（葬祭のために必要な処理を含む。以下同じ。）を行う者がいないときは、その葬祭を行い、又はその者を入所させ、若しくは養護していた養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは養護受託者にその葬祭を行うことを委託する措置を採ることができる。

#### (措置の解除に係る説明等)

**第十二条** 市町村長は、第十条の四又は前条第一項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

#### (行政手続法の適用除外)

**第十二条の二** 第十条の四又は第十一条第一項の措置を解除する処分については、行政

手続法（平成五年法律第八十八号）第三章（第十二条及び第十四条を除く。）の規定は、適用しない。

#### （措置の受託義務）

**第二十条** 老人居宅生活支援事業を行う者並びに老人デイサービスセンター及び老人短期入所施設の設置者は、第十条の四第一項の規定による委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

2 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設置者は、第十一条の規定による入所の委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

#### （費用の支弁）

**第二十一条** 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

- 一 第十条の四第一項第一号から第四号までの規定により市町村が行う措置に要する費用
  - 一の二 第十条の四第一項第五号の規定により市町村が行う措置に要する費用
  - 二 第十一条第一項第一号及び第三号並びに同条第二項の規定により市町村が行う措置に要する費用
  - 二の二 第十一条第一項第二号の規定により市町村が行う措置に要する費用
- 三 市町村が設置する養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの設備に要する費用

#### （介護保険法による給付との調整）

**第二十一条の二** 第十条の四第一項各号又は第十一条第一項第二号の措置に係る者が、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービス、介護予防サービス又は地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができる者であるときは、市町村は、その限度において、前条第一号、第一号の二又は第二号の二の規定による費用の支弁をすることを要しない。

#### （費用の徴収）

**第二十八条** 第十条の四第一項及び第十一条の規定による措置に要する費用については、これを支弁した市町村の長は、当該措置に係る者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。以下同じ。）から、その負担能力に応じて、当該措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項の規定による費用の徴収は、徴収されるべき者の居住地又は財産所在地の市町村に嘱託することができる。

#### （審判の請求）

**第三十二条** 市町村長は、六十五歳以上の者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七条、第十一条、第十二条第二項、第十四条第一項、第十六条第一項、第八百七十六条の四第一項又は第八百七十六条の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

## 老人福祉法施行令

(昭和三十八年七月十一日政令第二百四十七号)

### (居宅における便宜の供与等に関する措置の基準)

**第五条** 法第十条の四第一項第一号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの又は養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状況に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められるものが、やむを得ない事由により同法に規定する訪問介護、夜間対応型訪問介護又は介護予防訪問介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、居宅において日常生活を営むことができるよう、当該者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第二項の厚生労働省令で定める便宜を供与し、又は当該便宜を供与することを委託して行うものとする。

2 法第十条の四第一項第二号の措置は、当該六十五歳以上の者（養護者を除く。）であつて、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの又は養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状況に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められるものが、やむを得ない事由により同法に規定する通所介護、認知症対応型通所介護、介護予防通所介護又は介護予防認知症対応型通所介護を利用することが困難であると認められる場合において、その生活の改善、身体及び精神の機能の維持向上等を図ることができるよう、当該者又はその養護者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第三項の厚生労働省令で定める便宜を供与することができる施設を選定して行うものとする。

3 法第十条の四第一項第三号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて、介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービス若しくは介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの又は養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状況に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められるものが、やむを得ない事由により同法に規定する短期入所生活介護若しくは介護予防短期入所生活介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切に養護することができる施設を選定して行うものとする。

4 法第十条の四第一項第四号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて、介護保険法の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの又は養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状況に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められるものが、やむを得ない事由により同法に規定する小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防小規模多機能型居宅介護を困難であると認められる場合において、その生活改善、身体及び精神の維持向上等を図り、地域において継続して日常生活を営むことができるよう、当該者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第五項の厚生労働省令で定める便宜及び機能訓練を供与し、又は当該便宜及び機能訓練を供与することを委託して行うものとする。

5 法第十条の四第一項第五号の措置は、当該六十五歳以上の者であつて、介護保険法

の規定により当該措置に相当する地域密着型サービス若しくは地域密着型介護予防サービスに係る保険給付を受けることができるもの又は養護者による虐待のため若しくは養護者の心身の状況に照らしその養護の負担の軽減を図るために必要があると認められるものが、やむを得ない事由により同法に規定する認知症対応型共同生活介護又は介護予防認知症対応型共同生活介護を利用することが著しく困難であると認められる場合において、共同生活を営むことによりその生活の改善、認知症（同法第八条第十六項に規定する認知症をいう。）の軽減等を図ることができるよう、当該者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切な法第五条の二第六項に規定する援助を行い、又は当該援助を行うことを委託して行うものとする。

## 老人福祉法施行規則

(昭和三十八年七月十一日厚生省令第二十八号)

### (法第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

**第一条** 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号。以下「法」という。）第五条の二第二項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の身体上又は精神上的の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者に必要な便宜とする。

### (法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設)

**第一条の二** 法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第三項第三号に規定する施設その他の次条に定める便宜を適切に供与することができる施設とする。

### (法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

**第一条の三** 法第五条の二第三項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の身体上若しくは精神上的の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者又はその養護者に必要な便宜とする。

### (法第五条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設)

**第一条の四** 法第五条の二第四項に規定する厚生労働省令で定める施設は、特別養護老人ホーム、養護老人ホームその他これらに準ずる施設であつて同項に規定する短期間の入所による養護を適切に行うことができる施設とする。

### (法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点)

**第一条の五** 法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定めるサービスの拠点は、機能訓練及び次条に定める便宜を適切に供与することができるサービスの拠点とする。

### (法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜)

**第一条の六** 法第五条の二第五項に規定する厚生労働省令で定める便宜は、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言、健康

状態の確認その他の身体上又は精神上的の障害があつて日常生活を営むのに支障がある六十五歳以上の者に必要な便宜とする。

**(法第十二条に規定する厚生労働省令で定める場合)**

**第一条の八** 法第十二条に規定する厚生労働省令で定める場合は、当該措置に係る者が市町村の区域又は福祉事務所の所管区域を超えて他の区域又は所管区域に居住地（居住地を有しないか、又は明らかでないときは、現在地）を移した場合とする。

### 3 「やむを得ない事由による措置」に係る通知

- (1) 指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス、痴呆対応型共同生活介護及び特定施設入所者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

（抜粋）

（平成12年3月8日 老企第40号）

#### 2. 短期入所生活介護費

（中略）

- (3) やむを得ない措置による定員の超過利用者数が利用定員を超える場合は、原則として定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定することとなるが、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置（又は同法第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置（特別養護老人ホームの空床利用の場合のみ））によりやむをえず利用定員を超える場合は、利用定員に100分の105を乗じて得た数（利用定員が40名を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数）までは減算が行われないものであること（職員配置等基準第3号イ（1））。なお、この取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。

#### 6 介護福祉施設サービス

（中略）

- (4) やむを得ない措置等による定員の超過

原則として入所者数（空床利用型の短期入所生活介護の利用者数を含む。）が入所定員を超える場合は、定員超過利用による減算の対象となり、所定単位数の100分の70を乗じて得た単位数を算定することとなるが、①及び②の場合においては、入所定員に100分の105を乗じて得た数（入所定員が40人を超える場合にあっては、利用定員に2を加えて得た数）まで、③の場合にあっては、入所定員に100分の105を乗じて得た数までは減算が行われないものであること（職員配置当基準第7号イ（1））。なお、この扱いは、あくまでも一時的かつ特例的扱いであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要があること。

- ① 老人福祉法第11条第1項第2号の規定による市町村が行った措置による入所（同法第10条の4第1項第3号の規定による市町村が行った措置により当該指定介護老人福祉施設において空床利用型の短期入所生活介護の利用が行われる場合を含む。）によりやむを得ず入所定員を超える場合。

（以下略）

## (2) 介護報酬に関する Q & A (Vol. 2) について

(平成15年6月30日事務連絡)

Q 13 やむを得ない措置等による定員の超過の取扱いについて

A 13 特別養護老人ホームにおける定員の超過については、

①市町村による措置入所及び②入院者の当初の予定より早期の再入所の場合は、入所定員の5%（入所定員が40人を超える場合は、2人を上限）までは減算されない。また、③緊急その他の事情により併設の短期入所生活介護事業所の空床を利用する場合は入所定員の5%までは減算されない。

例えば、入所定員80人の特別養護老人ホームについては、①及び②の場合に本体施設における2人までの入所、③の場合に併設事業所の空床を利用した4人（＝2＋4）までの定員超過について減算されない。

こうした取扱いは、あくまでも一時的かつ特例的なものであることから、速やかに定員超過利用を解消する必要がある。

## (3) 「全国高齢者保健福祉関係主管課長会議」(平成12年3月7日) より

### 第3 老人福祉施設の整備・運営について

#### 3 平成12年度以降の措置の取り扱いについて(抜粋)

○介護保険施行法による改正後の老人福祉法においては、

- ・訪問介護
- ・通所介護
- ・短期入所生活介護
- ・痴呆対応型共同生活介護
- ・介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)

について、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が措置を採る仕組みを存続させている。(改正後の老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号)

○これは、やむを得ない事由により、事業者との「契約」による介護サービスの利用やその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい者に対し、職権をもって介護サービスの提供に結びつける趣旨である。

#### (1) 「やむを得ない事由」の解釈

「やむを得ない事由」としては、

- ① 本人が家族等の虐待又は無視を受けている場合、
- ② 痴呆その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない場合、

などを想定しており、例えば年齢要件から介護給付を利用することができない者に対して、「やむを得ない事由」に該当するとして措置を採ることは想定していない。

この要件を満たす場合には、措置の一環として要介護認定と同一の手続きを実施し、



やむを得ない事由が次のようなことにより消滅した時点で、措置を解除し、契約に移行することとする。

- ・特養に入所すること等により、家族等の虐待又は無視の状況から離脱し、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。
- ・成年後見制度等に基づき、本人を代理する補助人等を活用することにより、介護サービスの利用に関する「契約」やその前提となる要介護認定の「申請」を行うことができるようになったこと。

(2) (略)

(3) 措置の場合の費用負担関係

ア 特別養護老人ホーム

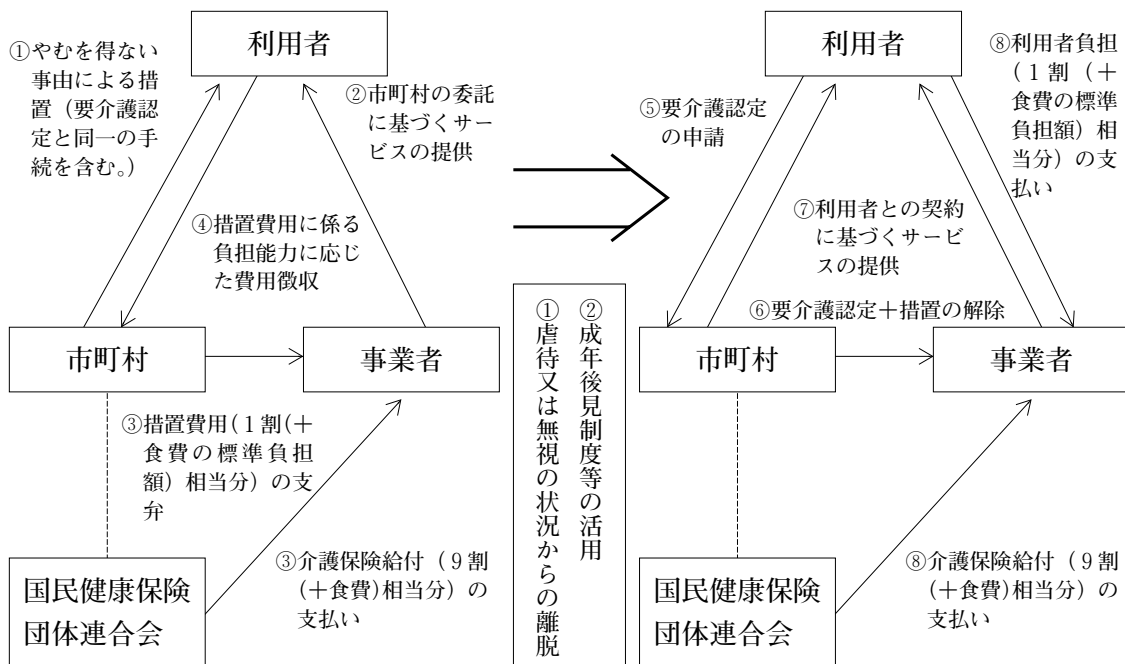
「やむを得ない事由」により特別養護老人ホームに措置された者の費用負担については、9割（＋食費）相当分は、介護保険給付が行われることから、残りの1割（＋食費の標準負担額）相当分について、措置費を支弁することになる。（改正後の老人福祉法第21条の2）

老人福祉法第28条に基づく費用の徴収については、この1割程度相当分を対象として、高額介護サービス費の適用を勧告した介護費及び食費に関する利用者負担と同水準の費用徴収を行うこととする。（保険給付の場合の利用者負担と措置の場合の費用徴収を同一水準とする。）

イ 在宅サービス

基本的に特養の場合と同様、9割相当部分は介護保険給付が行われ、1割相当分について措置費を支弁した上で、この1割相当分を費用徴収することになる。（市町村が事業者に対して措置費として一旦支払った上、市町村が利用者から当該額を費用徴収する。）

やむを得ない事由による措置から通常の契約へ移行の仕組み



(4) 「全国介護保険担当課長会議」(平成15年9月8日)より

6. 連絡事項

(3) 計画課関係事項

ウ「やむを得ない事由による措置」について

○老人福祉法上、市町村は職権による措置(やむを得ない事由による措置)を行うことができることとされているが、介護保険の施行後、こうした措置制度への認識が希薄な市町村が出てきているのではないかとの指摘がある。

一方、要介護高齢者の中には家族から虐待を受けている事例があるとの報道があり、このような場合には、「やむを得ない事由による措置」の実施が求められるところである。

したがって、各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、必要な場合には適切に措置を行うよう指導の徹底を図りたい。

なお、一部の市町村において、家族が反対している場合には措置を行うことは困難であるとの誤った見解が示されているが、「やむを得ない事由による措置」は、高齢者本人の福祉を図るために行われるべきものであり、高齢者本人が同意していれば、家族が反対している場合であっても、措置を行うことは可能である。

また、高齢者の年金を家族が本人に渡さないなどにより、高齢者本人が費用負担できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うべきときは、まず措置を行うことが必要である。

更に、高齢者本人が指定医の受診を拒んでいるため要介護認定できない場合でも、「やむを得ない事由による措置」を行うことは可能であるので、これらの諸点について、管内の市町村に周知徹底願いたい。

○高齢者虐待は、特に痴呆性高齢者の権利擁護と密接な関係を有する問題であり、必要に応じて成年後見制度の活用に関わり付けていくための支援が求められる。

各都道府県におかれては、管内の区市町村に対して、成年後見等開始審判の市町村長申立制度や、成年後見制度利用支援事業(介護予防・地域支え合い事業のメニュー事業)の積極的な活用が図られるよう指導願いたい。

(5) 「全国介護保険担当課長会議」(平成16年9月14日)より

Ⅳ 連絡事項(計画課関連事項)

○「やむを得ない事由による措置」について(抜粋)

老人福祉法上、市町村は職権による措置(やむを得ない事由による措置)を行うことができることとされており、当該措置に関しては、下記のように、介護保険制度の施行準備段階の全国高齢者保健福祉関係主管課長会議(資料1)及び平成15年9月8日の全国介護保険担当課長会議(資料2)において、その取扱いを示しているところである。

各都道府県におかれては、管内の市町村に対し、必要な場合には適切に措置を行うよう指導の徹底を図られたい。

(注:資料1、資料2の内容については、上記1、2参照)

(6) 「市町村における権利擁護施策に関連するマニュアル例」(平成17年7月)

(報告書のポイント)(抜粋)

○老人福祉法上に、やむを得ない事由により介護保険給付を利用することが著しく困難であるときは、市町村が「措置」によりサービス提供を行う仕組みが存続されている。しかし、市町村には、「措置から契約へ」ということが強調されすぎて、「措置」の活用に抑制的になりすぎる傾向がある。緊急事態における対応・介入の方法として、「措置」を使いこなせるようになる必要がある。

## 4 やむを得ない事由による措置要綱例

### (1) 世田谷区福祉緊急対応に関する実施要綱

(目的)

**第1条** 福祉に関する諸制度が利用制度へと変わらる中で、さまざまな環境や条件で生活している区民によっては、心身の状況やその置かれた環境などの要因から福祉制度の円滑な利用につながらず、そのままでは安定した生活の維持が困難となる場面も想定される場所である。

この要綱は、世田谷区が区民の生活を守り区民福祉の維持向上を図る観点から、区内に居住する在宅の高齢者又は障害者が、高齢者又は障害者に対する福祉制度の利用に際し困難な状況に陥った場合に援助するため、緊急避難としての福祉対応を行うに当たり必要な事項を定め、その適切な実施を確保し、もって緊急時における高齢者又は障害者の生活の安寧を確保するとともに、福祉をはじめとする各種制度利用のための相談援助による区民生活の安定化を促進することを目的とする。

(訪問による調査)

**第2条** 世田谷区長（以下「区長」という。）は、前条に規定する福祉の制度利用に当たり困難な状況に陥っている高齢者（介護保険法に規定する第2号被保険者で特定疾病により要支援又は要介護状態と認められる者を含む。）又は障害者（難病患者を含む）（以下「高齢者等」という。）を確認した場合、もしくは在宅介護支援センターや民生委員などの関係機関から当該高齢者等の存在の通報を受けた場合には、関係機関と連携・協力し、速やかに当該高齢者等の状態や状況について、実態把握のための訪問調査を行うものとする。

2 区長は、前項の訪問調査に当たり当該高齢者等に主治医等がある場合は、主治医等から当該高齢者等の判断能力、健康状態など心身の状況等について、その意見を聴取するものとする。

(緊急対応方針の決定等)

**第3条** 区長は、前条の調査結果に基づき、当該高齢者等の心身の状況及びその家庭環境等を勘案し、当該高齢者等の基本的な生活維持等に必要なニーズを把握するため、保健福祉センター保健福祉課長が主宰するケア会議を開催し、第2項、第3項及び第4項の規定を踏まえ、当該高齢者等への緊急対応方針を検討し、決定していくものとする。

2 区長は、前項の規定により当該高齢者等の状態、状況等から直ちに入院等による医療が必要と決定した場合は、区の関係職員が連携し、当該高齢者等及びその家族等に医療機関への入院を促すなど、当該高齢者等に適切な医療処置が行われるよう条件整備を行うものとする。

3 区長は、第1項の規定により当該高齢者等の状態、状況等から直ちにホームヘルプサービスの提供が必要と決定した場合は、区の緊急対応としてのホームヘルプサービスを提供し、必要な処置を行うものとする。

4 区長は、第1項の規定により当該高齢者等の状態、状況等から成年後見制度や福祉サービス利用援助事業など他の制度や施策の利用が、当該高齢者等の生活維持に必要なであ

ると決定したときは、区の関係職員が連携し、前項に規定するホームヘルプサービスの提供と並行して、又は単独で当該高齢者等及びその家族等に制度や施策に関しての利用を促すとともに、必要に応じて当該高齢者等に対する成年後見等の申立てや緊急事務管理などにより、当該高齢者等の生活維持を確保し、あるいは他制度や施策の所管部署に法令等に基づく適切な対応を取るよう働きかけるものとする。

- 5 区長が前項の規定により成年後見の申立てや緊急事務管理を行う場合については、第5章の規定による。

(進捗管理)

**第4条** 区長は、保健福祉センター保健福祉課長をして、前条の規定により決定した緊急対応に係る区の関係職員の処理状況及び当該高齢者等の状況等を継続して管理させるものとする。

- 2 保健福祉センター保健福祉課長は、当該高齢者等に係わりのある機関と密接な連携により実態の把握に努めるとともに、前項の区職員の処理状況や高齢者等の状況等に応じて、適宜ケア会議を開催し、必要な対応を協議・決定し、当該決定に基づき区職員に必要な指示を行わなければならない。

(中略)

### 第3章 老人福祉法に基づく措置による介護サービスの提供

(措置によるサービス提供)

**第14条** 老人福祉法第10条の4第1項の規定に基づき、やむを得ない事由により介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービスを利用することが著しく困難な者に対して措置を行い、居宅サービスの提供を行う。

- 2 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づき、やむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所措置については、世田谷区老人福祉法の施行に関する規則（昭和62年3月世田谷区規則第26号）による。

(対象者)

**第15条** 前条第1項に規定するやむを得ない事由により、介護保険法に規定する居宅サービスを利用することが著しく困難な者とは、次の各号のいずれかに該当する者で、かつ別表の措置の基準1に該当するものとする。

- (1) 区内に居住する高齢者で、痴呆等により意思能力に乏しく、かつ本人を代理する者がいない者で、かつ緊急に居宅サービスを必要とする者。
- (2) 区内に居住する高齢者で、家族等から虐待又は無視を受けること等により、本人の意思に反して居宅サービス契約が締結できない者で、かつ緊急に居宅サービスを必要とする者。
- (3) その他区長が老人福祉法に基づく措置を必要と認める者。

(提供する居宅サービス内容)

**第16条** 第14条第1項の規定により提供する居宅サービスは、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護

(措置の決定)

**第17条** 区長は、第5条第3項の規定に基づき老人福祉法に基づく措置による居宅サービスの提供が当該高齢者の生活維持に適すると判断した場合には、措置決定を行い、措置決定通知書（区施行規則様式）により対象者あて、通知するものとする。

(要介護認定の実施)

**第18条** 区長は、前条による措置の決定を行った被措置者が、介護保険法第27条に規定する要介護認定を受けていない場合には、職権により要介護認定を実施するものとする。

(サービス提供の依頼等)

**第19条** 区長は、措置により第14条第1項による居宅サービスの提供を行う場合には、原則として介護保険法第70条に規定する指定事業者（以下「介護保険事業者」という。）にサービス提供を依頼して実施するものとする。

2 区長は、前項の介護保険事業者によるサービス提供が被措置者の心身の状況等から困難と判断した場合には、介護指導及び家庭奉仕の職員によりサービス提供を行わせるものとする。

3 区長は、第1項の規定により介護保険事業者に第14条のサービスの提供を依頼する場合は、居宅サービス計画を作成した上で、介護保険事業者へ依頼するものとする。また、前項により職員に行わせる場合も同様とする。

4 区長は、第1項に基づき介護保険事業者にサービス提供を依頼する場合は、被措置者の要介護度に応じて「サービス利用票」及び「サービス利用票別表」を作成し、「サービス提供票」、「サービス提供票別表」、措置通知書（区規則様式）及び「サービス提供連絡票」を当該介護保険事業者に送付することにより行うものとする。

(措置費用)

**第20条** 区長が行う措置に係る費用は、事業者に対しては、指定居宅介護サービスに要する費用の額の算定に関する基準を定める件（平成12年2月10日厚生省告示第19号）等で算定される額によるものとする。

(措置費用の負担)

**第21条** 前条に規定する介護保険事業者のサービス提供による措置に要する費用のうち、9割は介護保険からの給付とし、1割は被措置者の負担とする。

2 区長は、前項に規定する被措置者の負担分については、区長がサービス提供を依頼した介護保険事業者に支払うものとし、当該被措置者は区長の決定に基づき、その負担額を区に納入するものとする。

3 区長は、第19条第2項により職員をしてサービス提供を行わせた場合は、前条の介護保険指定事業者に対するサービス提供費用の1割を当該被措置者の負担額とする。

(負担額の徴収)

**第22条** 区長は、被措置者に納付書を送付することにより、負担額を徴収する。

2 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、負担額の支払を免除することができる。

- (1) 災害その他の特別な事情により、負担額の支払いが困難なとき。
- (2) その他区長が負担額の徴収が困難であると認めたとき。

(措置の変更及び廃止)

**第23条** 区長は、第17条の措置を変更又は廃止する場合は、保健福祉センター保健福祉課長が主宰するケア会議により、措置の変更又は廃止を決定し、措置変更決定通知書（区施行規則様式）又は措置廃止決定通知書（区施行規則様式）により対象者あて通知するものとする。

2 前項の規定により措置を変更した場合の介護保険事業者へのサービス提供依頼等については、措置開始時に準じた手続きを行うものとする。

3 措置の廃止は、次の各号のいずれかに該当する場合に行うものとする。

- (1) 対象者の法定代理人が選任され、契約により介護保険のサービス給付を受けられるようになったとき。
- (2) 対象者から当該措置の解除の申し出があったとき。
- (3) 対象者が世田谷区から転出したとき。
- (4) 対象者が死亡したとき。
- (5) その他区長が必要と認めたとき。

(給付管理事務)

**第24条** 区長は、対象者へのサービス提供状況について、介護保険事業者と連携を図りながら給付管理を行うものとし、介護保険事業者から提出されるサービス提供票等によりサービス内容を確認するものとする。

(措置費の請求)

**第25条** 介護保険事業者は、措置に係る費用のうち介護保険給付額を除く費用については、措置費請求書（第7号様式）、サービス提供票及びサービス提供票別表の写しにより区長に請求するものとする。

(委任)

**第26条** 第3章の老人福祉法に基づく措置による介護サービスの提供について必要な事項は、区長が別に定める。

(以下略)

## (2) 老人福祉法に基づく措置に関する要綱（武蔵野市）

(目的)

**第1条** この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4第1項及び第11条

第1項第2号の規定に基づき、やむを得ない事由により介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス又は施設サービスを利用することが著しく困難なものに対して措置を行うことにより、介護サービスの提供を行うことを目的とする。

(対象者)

**第2条** この要綱において、措置によりサービスを受けることができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住するおおむね65歳以上の者で、痴呆等により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する者がいない者
- (2) 市内に居住するおおむね65歳以上の者で、家族等から虐待又は無視を受けている者
- (3) その他市長が必要と認める者

(措置によるサービスの提供)

**第3条** この要綱における介護サービスの提供は、次に掲げるものをいう。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 痴呆対応型共同生活介護
- (5) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への入所

(調査)

**第4条** 市長は、第2条に規定する者であると見込まれる者を発見し、又は関係機関等から通報を受けた場合は、在宅介護支援センターによる訪問調査又は武蔵野市生活介護法施行細則(昭和57年武蔵野市規則第36号)第2条第1号から第4号までに掲げる書類により、当該者の状態、状況等についての調査を行うものとする。

2 市長は、前項の調査により当該者が第2条に規定する者であると認める場合は、措置判定調査票(第1号様式)により職権による措置の決定を行う。

(要介護状態等の審査)

**第5条** 市長は、前条第2項の規定により措置を決定された者(以下「被措置者」という。)が、介護保険法による要介護認定を受けていない場合は、武蔵野市介護保険の被保険者以外の者に係る要介護状態等審査判定実施要綱(平成11年11月10日施行)に準じ、武蔵野市介護認定審査会による要介護状態等の審査及び判定を実施するものとする。

(サービスの提供の依頼)

**第6条** 市長は、措置により第3条各号に掲げるサービスの提供を行う場合は、介護保険法第70条に規定する指定居宅サービス事業者(以下「事業者」という。)及び同法第86条に規定する指定介護老人福祉施設(以下「施設」という。)にサービスの提供を依頼するものとする。

2 市長は、前項のサービスの提供を依頼する場合は、措置によるサービス提供依頼書(第2号様式)により事業者又は施設にサービスの提供についての可否を確認し、当該事業者又は施設が可能を回答した場合は、措置決定通知書(第3号様式)により通知するも



のとする。

- 3 市長は、第3条第1号から第3号までに掲げるサービスを提供する場合は、居宅サービス費の区分支給限度額の管理等について在宅介護支援センターに依頼するものとする。

(措置の決定)

- 第7条** 市長は、前条によりサービスの提供が可能となった場合、被措置者に措置開始決定通知書(第4号様式)により措置を開始する旨を通知するものとする。

(措置費用)

- 第8条** 措置に係る費用は、介護保険法の規定による居宅サービス及び施設サービスに要する費用とする。

(費用負担)

- 第9条** 措置に係る費用のうち、100分の90に相当する額(第3条第5号に規定する介護老人福祉施設については、食事の提供に要する費用(以下「食事提供費」という。)から標準負担額を控除した額にこれを加える。)については居宅介護サービス費又は施設サービス費(以下「介護サービス費」という。)からの給付とし、100分の10に相当する額(第3条第5号に規定する介護老人福祉施設については、食事提供費に係る標準負担額をこれに加える。)については被措置者の自己負担(以下「自己負担分」という。)とする。ただし、自己負担分の徴収については、市長が自己負担分と同額を事業者又は施設に支払ったのち、市長が被措置者から徴収するものとする。
- 2 被措置者が住所不定等の理由により介護保険法の適用が困難な場合は、措置に係る費用のうち、100分の100に相当する額(第3条第5号に規定する介護老人福祉施設についてはこれに食事提供費を加える。)を一括して、市長が事業者又は施設に支払う。ただし、自己負担分については、市長が被措置者から徴収するものとする。
- 3 前2項の規定による徴収額の算定については、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第22条の2に規定する高額介護サービス費及び介護保険法第48条第2項第2号に規定する標準負担額の基準を適用するものとする。

(自己負担額の免除)

- 第10条** 市長は、被措置者が次の各号のいずれかに該当する場合には、自己負担分の徴収を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する被保護世帯に属する場合
- (2) 災害等により生計が著しく悪化している場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

(福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度との連携)

- 第11条** 市長は、この要綱による措置を行った場合は、要介護認定の申請又は介護保険法に規定する居宅サービスの契約若しくは施設サービスの契約が締結できるよう、必要に応じて福祉サービス利用援助事業及び成年後見制度の活用を図るものとする。

(措置の廃止)

**第12条** 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、措置を廃止するものとする。

- (1) 被措置者の法定後見人が選定され、契約により第3条各号に掲げるサービスの提供を受けられるようになった場合
- (2) 施設入所等により、家族からの虐待等が解消され、事業者との利用契約を締結した場合
- (3) その他市長が必要と認める場合

2 市長は、措置の廃止を行うときは、被措置者に対し措置廃止決定通知書(第5号様式)を、事業者又は施設に対し措置廃止通知書(第6号様式)をもって通知するものとする。

(措置費の請求)

**第13条** 事業者は、措置に要する費用のうち、介護サービス費からの給付を除く費用については、措置費請求書(第7号様式)により、市長へ請求するものとする。

(その他)

**第14条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

### (3) 老人福祉法第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の措置に係る要綱(渋谷区)

(目的)

**第1条** この要綱は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の4第1項及び第11条第1項第2号の規定により、やむを得ない事由によって介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する居宅サービス又は施設サービスを利用することが困難な者に対して措置を行い、当該サービスの提供を行うことを目的とする。

(対象者)

**第2条** この要綱において、居宅サービス又は施設サービス利用することが困難な者とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 本人が、家族等に虐待され、又は扶養を受けられない状態にある者
- (2) 認知症その他の理由により意思能力が乏しく、かつ、本人を代理する家族等がない者
- (3) その他福祉事務所長が必要と認める者

(措置によるサービス提供)

**第3条** この要綱で提供するサービスは、次に掲げるサービスとする。

- (1) 訪問介護
- (2) 通所介護
- (3) 短期入所生活介護
- (4) 認知症対応型共同生活介護
- (5) 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所

(措置の決定)

**第4条** 福祉事務所長は、第2条の対象者を発見し、又は関係機関等からの情報により対象者を確認した場合は、在宅介護支援センターに併設されている指定居宅介護支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者」という。）に当該対象者の状態及び状況等について調査を依頼する。

2 前項の調査により措置が必要であると認めた場合は、措置を行う対象者（以下「被措置者」という。）に対し、措置開始・変更決定通知書（別記第1号様式）により措置及びサービスの提供を通知する。

(要介護認定の実施及びサービス提供)

**第5条** 被措置者に対する介護保険法による要介護認定及びサービスの提供については、在宅サービス依頼書（別記第2号様式）又は入所依頼書（別記第3号様式）により指定居宅介護支援事業者に依頼する。サービス提供に係る給付管理についても、同様とする。

(措置費用及び費用負担)

**第6条** 福祉事務所長は、介護保険法第41条及び第48条の規定による居宅サービス及び施設サービスに係る費用の自己負担分（1割相当額）を措置費として支弁し、被措置者は、福祉事務所長の決定に基づき、当該自己負担分を渋谷区に納入するものとする。

(費用徴収)

**第7条** 前条の自己負担分の徴収については、納付書により行う。

(費用の免除)

**第8条** 福祉事務所長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自己負担分の支払を免除することができる。

- (1) 災害その他これに類する事情により、支払が困難なとき。
- (2) その他福祉事務所長がやむを得ない事由があると認めたとき。

(措置の変更及び廃止)

**第9条** 福祉事務所長は、介護保険上のサービス給付を受けられる場合には、措置を廃止し、措置廃止決定通知書（別記第4号様式）により通知するものとする。

2 居宅サービスから施設サービスに措置の変更を行う場合の手続は、措置決定の例による。

(その他)

**第10条** この要綱の実施について必要な事項は、福祉事務所長が別に定める。

## 5 介護保険法（平成九年十二月十七日法律第百二十三号）（抜粋）

### 第六章 地域支援事業等

#### （地域支援事業）

**第百十五条の三十八** 市町村は、被保険者が要介護状態等となることを予防するとともに、要介護状態等となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するため、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 被保険者（第一号被保険者に限る。）の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業（介護予防サービス事業及び地域密着型介護予防サービス事業を除く。）
  - 二 被保険者が要介護状態等となることを予防するため、その心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、前号に掲げる事業その他の適切な事業が包括的かつ効率的に提供されるよう必要な援助を行う事業
  - 三 被保険者の心身の状況、その居宅における生活の実態その他の必要な実情の把握、保健医療、公衆衛生、社会福祉その他の関連施策に関する総合的な情報の提供、関係機関との連絡調整その他の被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るための総合的な支援を行う事業
  - 四 被保険者に対する虐待の防止及びその早期発見のための事業その他の被保険者の権利擁護のため必要な援助を行う事業
  - 五 保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者による被保険者の居宅サービス計画及び施設サービス計画の検証、その心身の状況、介護給付等対象サービスの利用状況その他の状況に関する定期的な協議その他の取組を通じ、当該被保険者が地域において自立した日常生活を営むことができるよう、包括的かつ継続的な支援を行う事業
- 2 市町村は、前項各号に掲げる事業のほか、地域支援事業として、次に掲げる事業を行うことができる。
- 一 介護給付等に要する費用の適正化のための事業
  - 二 介護方法の指導その他の要介護被保険者を現に介護する者の支援のため必要な事業
  - 三 その他介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業
- 3 地域支援事業は、当該市町村における介護予防に関する事業の実施状況、介護保険の運営の状況その他の状況を勘案して政令で定める額の範囲内で行うものとする。
- 4 市町村は、地域支援事業の利用者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、利用料を請求することができる。
- 5 厚生労働大臣は、第一項第一号の規定により市町村が行う事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。
- 6 前各項に規定するもののほか、地域支援事業の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

(地域包括支援センター)

**第百十五条の三十九** 地域包括支援センターは、前条第一項第二号から第五号までに掲げる事業（以下「包括的支援事業」という。）その他厚生労働省令で定める事業を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設とする。

- 2 市町村は、地域包括支援センターを設置することができる。
- 3 次条第一項の委託を受けた者は、包括的支援事業その他第一項の厚生労働省令で定める事業を実施するため、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を市町村長に届け出て、地域包括支援センターを設置することができる。
- 4 地域包括支援センターの設置者は、包括的支援事業を実施するために必要なものとして厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。
- 5 地域包括支援センターの設置者（設置者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 第六十九条の十四の規定は、地域包括支援センターについて準用する。この場合において、同条の規定に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。
- 7 前各項に規定するもののほか、地域包括支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(実施の委託)

**第百十五条の四十** 市町村は、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、包括的支援事業の実施を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託は、包括的支援事業のすべてにつき一括して行わなければならない。
- 3 前条第五項の規定は、第一項の委託を受けた者について準用する。
- 4 市町村は、第百十五条の三十八第一項第一号及び第二項各号に掲げる事業の全部又は一部について、老人福祉法第二十条の七の二第一項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の当該市町村が適当と認める者に対し、その実施を委託することができる。

## 6 民法（明治二九年四月二七日法律第八九号）（抜粋）

（後見開始の審判）

**第七条** 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にある者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、後見開始の審判をすることができる。

（保佐開始の審判）

**第十一条** 精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者については、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、後見人、後見監督人、補助人、補助監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判をすることができる。ただし、第七条に規定する原因がある者については、この限りでない。

（保佐開始の審判等の取消し）

**第十四条** 第十一条本文に規定する原因が消滅したときは、家庭裁判所は、本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人又は検察官の請求により、保佐開始の審判を取り消さなければならない。

2 家庭裁判所は、前項に規定する者の請求により、前条第二項の審判の全部又は一部を取り消すことができる。

（被補助人及び補助人）

**第十六条** 補助開始の審判を受けた者は、被補助人とし、これに補助人を付する。

（保佐人に代理権を付与する旨の審判）

**第八百七十六条の四** 家庭裁判所は、第十一条本文に規定する者又は保佐人若しくは保佐監督人の請求によって、被保佐人のために特定の法律行為について保佐人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。

（補助人に代理権を付与する旨の審判）

**第八百七十六条の九** 家庭裁判所は、第十五条第一項本文に規定する者又は補助人若しくは補助監督人の請求によって、被補助人のために特定の法律行為について補助人に代理権を付与する旨の審判をすることができる。